

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第176号

消費者トラブル、こんな手口にご用心！

●送りつけ商法

健康食品やカニなど注文していない商品を一方的に送りつけ、受取ると支払い義務があると思わせて代金を請求する手口。代金引換の宅配便で届くこともある。勧誘の電話で契約したことにされたり、断ったのに商品が届く場合もある。

【県内事例】

高齢で独居の母宅にお試しで健康食品が届いた。その後、業者から電話でお得な商品を勧められ、安かったので購入した。後日、再度業者から電話があり割安商品を勧められ購入を承諾した。届いてみると代引きで3万数千円もしたので驚いたが、了承していたため仕方なく支払った。開封してみると商品が6箱入っており、残りの金額の振込用紙が入っていた。未開封分を返品し、返金してほしいがどうすればよいか。

(契約当事者：80歳代 女)

●訪問買取り（押し買い）

「衣類などの不用品を買い取る」などと電話してきた事業者が家に来て「衣類ではなく貴金属を見せて」と言い、売るつもりがなかった貴金属などを安価で強引に買い取っていく手口。

【県内事例】

母親が、靴を売ってほしいという女性からの電話勧誘を受け来訪待ちをしているところだが、電話の女性ではなく男性が来るようだ。母親は、業者の名前や連絡先を把握していない。不安だ。

(契約当事者：70歳代 女)

●点検商法

「無料で点検する」と突然訪問した事業者が、点検後「このままでは大変なことになる」などと消費者の不安をあおり、実際には必要のない高額な商品やサービスを契約させる手口。屋根や廊下などの住宅関連の工事のほか、布団のリフォームや浄水器を契約させるケースもある。



©KANAGAWA2013

一口メモ

不安に感じたり困ったときは、一人で悩まず、すぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999